特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
23	国民年金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
弘前市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
弘前市長

公表日
令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法及び番号法に基づき、個人番号が記載された請求書等の受理等に係る以下の 法定受託事務及び日本年金機構との協力連携事務における事務において特定個人情報を取り扱う。 〇法定受託事務 ・被保険者の資格取得及び種別変更の届出の受理・送付 ・住所及び氏名変更、死亡、生年月日・性別等の訂正等の受理・送付 ・付加保険料納付及び辞退申出の受理・送付 ・保険料の法定免除該当届及び不該当届の受理・送付 ・保険料の免除等の申請及び取消の届出の受理・送付 ・学生納付特例の申請及び不該当の受理・送付 ・国民年金給付関係裁定請求の受理・送付 ・その他給付関係請求等の受理・送付 〇協力連携事務 ・資格取得時等における納付督励、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 ・法定受託事務以外の申請書・届出書等の回送 ・各種情報提供
③システムの名称	（システム標準化前）住民情報システム （システム標準化後）住民情報システム、住登外者宛名番号管理機能

2. 特定個人情報ファイル名
国民年金関連情報ファイル、宛名ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表の46、116、128の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部　国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所　企画部　法務文書課　法務文書係 〒036-8551　弘前市大字上白銀町1番地1 TEL　0172-40-0205 FAX　0172-35-7956

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所　健康こども部　国保年金課　国民年金係 〒036-8551　弘前市大字上白銀町1番地1 TEL　0172-40-7048 FAX　0172-39-6199

９. 規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	申請時にマイナンバーが必要なときは、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の処理過程及び保管 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際の宛先の確認、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどのダブルチェック ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「弘前市情報セキュリティポリシー」に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。具体的な取組みとしては、 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・マイナンバーが記載されているデータはインターネット接続系のパソコン等には保存しない。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅰ－1 ②事務の概要	国民年金法及び番号法に基づき、個人番号が記載された請求書等の受理等に係る以下の法定受託事務及び日本年金機構との協力連携事務における事務において特定個人情報を取り扱う。 〇法定受託事務 ・被保険者の資格取得及び種別変更の届出の受理・送付 ・住所及び氏名変更、死亡、生年月日・性別等の訂正等の受理・送付 ・付加保険料納付及び辞退申出の受理・送付 ・保険料の法定免除該当届及び不該当届の受理・送付 ・保険料の免除等の申請及び取消の届出の受理・送付 ・学生納付特例の申請及び不該当の受理・送付 ・保険料口座振替、年金手帳再交付等の申請受理・送付 ・国民年金給付関係裁定請求の受理・送付 〇協力連携事務 ・資格取得時等における納付督励、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 ・年金制度の周知に関すること（広報、ホームページへの記載等）※特定個人情報は扱わない。 ・法定受託事務以外の申請書・届出書等の回送	国民年金法及び番号法に基づき、個人番号が記載された請求書等の受理等に係る以下の法定受託事務及び日本年金機構との協力連携事務における事務において特定個人情報を取り扱う。 〇法定受託事務 ・被保険者の資格取得及び種別変更の届出の受理・送付 ・住所及び氏名変更、死亡、生年月日・性別等の訂正等の受理・送付 ・付加保険料納付及び辞退申出の受理・送付 ・保険料の法定免除該当届及び不該当届の受理・送付 ・保険料の免除等の申請及び取消の届出の受理・送付 ・学生納付特例の申請及び不該当の受理・送付 ・保険料口座振替、年金手帳再交付等の申請受理・送付 ・国民年金給付関係裁定請求の受理・送付 ・その他給付関係請求等の受理・送付 〇協力連携事務 ・資格取得時等における納付督励、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 ・法定受託事務以外の申請書・届出書等の回送 ・各種情報提供	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ－1 ③システムの名称	国民年金システム、宛名・納付システム	住民情報システム	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ－5 ①部署	健康福祉部	健康こども部	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ－5 ②所属長の役職名	国保年金課長　成田　亘	国保年金課長	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ－7 請求先	経営戦略部　法務契約課　文書・法規担当 TEL　0172-35-1137	企画部　法務文書課　法務文書係 TEL　0172-40-0205	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和3年3月11日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年3月11日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和3年11月1日　時点	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和3年11月1日　時点	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和3年11月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和3年11月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和6年3月13日	表紙　評価実施機関名	青森県　弘前市長	弘前市長	事後	
令和6年3月13日	Ⅰ－1 ②事務の概要	国民年金法及び番号法に基づき、個人番号が記載された請求書等の受理等に係る以下の法定受託事務及び日本年金機構との協力連携事務における事務において特定個人情報を取り扱う。 〇法定受託事務 ・被保険者の資格取得及び種別変更の届出の受理・送付 ・住所及び氏名変更、死亡、生年月日・性別等の訂正等の受理・送付 ・付加保険料納付及び辞退申出の受理・送付 ・保険料の法定免除該当届及び不該当届の受理・送付 ・保険料の免除等の申請及び取消の届出の受理・送付 ・学生納付特例の申請及び不該当の受理・送付 ・保険料口座振替、年金手帳再交付等の申請受理・送付 ・国民年金給付関係裁定請求の受理・送付 ・その他給付関係請求等の受理・送付 〇協力連携事務 ・資格取得時等における納付督励、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 ・法定受託事務以外の申請書・届出書等の回送 ・各種情報提供	国民年金法及び番号法に基づき、個人番号が記載された請求書等の受理等に係る以下の法定受託事務及び日本年金機構との協力連携事務における事務において特定個人情報を取り扱う。 〇法定受託事務 ・被保険者の資格取得及び種別変更の届出の受理・送付 ・住所及び氏名変更、死亡、生年月日・性別等の訂正等の受理・送付 ・付加保険料納付及び辞退申出の受理・送付 ・保険料の法定免除該当届及び不該当届の受理・送付 ・保険料の免除等の申請及び取消の届出の受理・送付 ・学生納付特例の申請及び不該当の受理・送付 ・国民年金給付関係裁定請求の受理・送付 ・その他給付関係請求等の受理・送付 〇協力連携事務 ・資格取得時等における納付督励、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 ・法定受託事務以外の申請書・届出書等の回送 ・各種情報提供	事後	
令和6年3月13日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和6年3月13日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和7年3月4日	Ⅰ－3　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第1の31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表の46の項	事後	
令和7年3月4日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和7年3月4日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅰ－1 ③システムの名称	住民情報システム	（システム標準化前）住民情報システム （システム標準化後）住民情報システム、住登外者宛名番号管理機能	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	Ⅰ-3　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表の46の項	番号法第9条第1項　別表の46、116、128の項	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年12月1日　時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年12月1日　時点	事後	